

## 【ドイツ】氏の選択に関する民法典の改正

海外立法情報課 山岡 規雄

\* 2024 年 6 月、ドイツにおいて、夫婦の共通の氏としての二重氏を認めるなど、氏の選択の自由を拡大する民法典等の改正法が公布された。改正法は、2025 年 5 月 1 日に施行される。

### 1 改正の経緯

近年、ドイツの実務家の間では氏に関する法制度が複雑であると感じられており、市民の間では、法令の規定を明確化し、氏の変更を容易にする法改正を望む声があった<sup>1</sup>。こうした意見に応え、2018 年に連邦内務省と連邦司法省は、共同で専門家から成るワーキンググループを組織した。このワーキンググループは、2020 年に 7 項目にわたる勧告を行った。そのうちの一項目として、「真の二重氏 (echte Doppelname) の選択の可能性」が挙げられた。従来、ドイツでは、原則として夫婦はいずれかの配偶者の氏を選択して共通の氏 (婚氏 (Ehename)) を決定することとされており、一方の配偶者の氏を婚氏とした場合、他方の配偶者は、婚氏の前又は後に、婚姻の時点での自らの氏を付加し、二重氏とすることができた<sup>2</sup>。二重氏が認められるのは、一方の配偶者のみであり、「真の二重氏」の選択という提言には、これを双方の配偶者に認めるべきであるという主張が含まれている。2021 年 12 月に成立した社会民主党、緑の党及び自由民主党の連立政権が締結した協定では、「名称権 (Namensrecht)」の自由化が掲げられ、例として、「真の二重氏」の導入が挙げられた<sup>3</sup>。

2023 年 11 月、連邦政府は、二重氏が選択可能な場合の拡大など、個人による氏の変更の自由を広く認めることを内容とする民法典<sup>4</sup>等の改正案を連邦議会に提出した<sup>5</sup>。同案は、委員会修正を経た後、2024 年 4 月 12 日に連邦議会で可決された。同年 5 月 17 日、連邦参議院は、同改正案に異議を申し立てないことを決定し、改正法は、同年 6 月 14 日に公布された<sup>6</sup>。改正法は、2025 年 5 月 1 日に施行される。

### 2 改正の主な内容

#### (1) 二重氏に関する改正

従来の規定では、夫婦は、身分登録局<sup>7</sup>への申告の際、一方の配偶者の出生氏又は当該申告時まで使用していた氏を婚氏とすることができるとなっていたが (民法典第 1355 条第 2 項。以

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 7 月 9 日である。

<sup>1</sup> „Eckpunkte für eine Reform des Namensrechts vorgestellt“, 2020.3.26. 連邦内務・国土省ウェブサイト <<https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/pressemitteilungen/DE/2020/03/namensrecht.html>>

<sup>2</sup> 小沢春希「国内外における夫婦の氏に関する制度と選択の状況」『レファレンス』848 号, 2021.8, pp.96-97. <<https://doi.org/10.11501/11713847>>

<sup>3</sup> „Mehr Fortschritt wagen: Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit; Koalitionsvertrag zwischen SPD, BÜNDNIS90/DIE GRÜNEN und FDP“, S.102. 自由民主党 (FDP) ウェブサイト <[https://www.fdp.de/sites/default/files/2021-11/Koalitionsvertrag%202021-2025\\_0.pdf](https://www.fdp.de/sites/default/files/2021-11/Koalitionsvertrag%202021-2025_0.pdf)>

<sup>4</sup> Bürgerliches Gesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Januar 2002 (BGBl. I S.42, 2909; 2003 I S.738)

<sup>5</sup> BT-Drs. 20/9041

<sup>6</sup> Gesetz zur Änderung des Ehenamens- und Geburtsnamensrechts und des Internationalen Namensrechts vom 11. Juni 2024 (BGBl. 2024 I Nr. 185)

<sup>7</sup> 「身分登録局 (Standesamt)」は、市町村に設置される官庁であり、婚姻登録簿、出生登録簿等を管理する (身分法 (Personenstandsgesetz vom 19. Februar 2007 (BGBl. I S.122)) 第 2 条)。

下、条名は全て民法典のもの。）、今回の改正により、婚氏となり得る氏に、配偶者双方の氏（出生氏又は申告までに使用していた氏）から成る二重氏が追加された（同項第3号）。

両親が婚氏を決定していなかった場合、従来、子の出生氏として選択することができる氏は、いずれかの親が使用している氏に限定されていたが、今回の改正により、両親の氏から成る二重氏も選択することができることとなった（第1617条第1項）。

## （2）両親の離婚等の場合における子の氏の選択

従来、両親が離婚した場合又は一方の親が死去した場合において、親権（elterliche Sorge）を有し、かつ、子の生計を立てている一方の親が氏を変更したとき、これに従って、子の氏を変更することは、例外的な場合にしか認められていなかった<sup>8</sup>。今回の改正により、当該親は、身分登録局への申告のみにより、子の氏を変更することができることとなった（第1617d条第1項）。ただし、子が5歳に達している場合には本人の同意が必要とされ、離婚の場合、他方の親の氏に変更するとき又は他方の親にも親権（共同親権）があるときは、他方の親の同意も必要とされる（同条第2項）。

## （3）養親の氏以外の氏を選択

従来の規定によると、養子の氏は、養親の氏に従うことになっていた。成人後に養子となった者については、個人の福祉の観点から重大である場合に、養子縁組前の氏（従来の氏）を付加し、二重氏とすることが可能となっていたが、従来の氏を単独で維持することは認められていなかった。今回の改正により、成人後に養子となった者については、養親の氏への変更を望まない場合には、従来の氏を維持し、又は従来の氏と養親の氏の二重氏とすることが認められることとなった（第1767条第3項）。

## （4）少数民族等に関する規定

性別によって同一氏の語尾等が変化するスラブ系の民族等に配慮し<sup>9</sup>、ソルブ人<sup>10</sup>に属する者の場合又は夫婦若しくは子の出身国若しくは氏の由来となっている地域が存する国等の法令で規定されている場合には、性別に応じた氏の調整が認められることとなった（第1355b条、第1617f条）。

また、ドイツにおける少数民族であるデンマーク人に属する未成年者については、近親の姓と一方の親の姓から成る二重氏を出生氏とすることができるようにするなど<sup>11</sup>、デンマークの伝統に倣った出生氏の決定を認めることとした（第1617h条）<sup>12</sup>。

<sup>8</sup> 民事法上は、子が婚姻（離婚で解消された婚姻）前に出生しており、その出生時の子の氏に戻す場合以外、氏の変更は認められていなかった。これ以外の理由で氏を変更するには、氏変更法（Namensänderungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 26. März 2021 (BGBl. I S.738)）に基づく公法上の手続を経なければならなかった。従来の行政裁判の判例によると、氏変更法に基づく子の氏の変更は、「子の福祉（Wohl des Kindes）」に必要な場合に限り認められるとされていた。BT-Drs. 20/9041, op.cit.(5), S.20.

<sup>9</sup> チェコの氏の例で言えば、夫婦が同一氏であっても、男性の氏は「スメタナ（Smetana）」、女性の氏は「スメタノヴァー（Smetanová）」というように性別によって語尾が変わる場合がある。

<sup>10</sup> 主としてドイツ東部のラウジッツ地方に居住する西スラブ系の住民。同地方には、約6万人のソルブ人が居住するとされる。„Die Sorben in Bautzen.“ バウツェン市ウェブサイト <<https://www.bautzen.de/buerger-rathaus-politik/stadtportrait/sorben>>

<sup>11</sup> 例えば、Christensen という氏の母親が、その子に、自らの父（子にとっては祖父）の Albertsen という氏と組み合わせ、Albertsen Christensen という氏を付与することが認められる。この場合、近親者の氏が前、親の氏が後となる。二重氏の間にハイフンは入れても入れなくてもよい（ドイツの二重氏についても、ハイフンを入れるか否かは自由である。）。

<sup>12</sup> その他、ドイツ北部の海岸地域に居住する少数民族であるフリジア人に関する特例も規定された（第1617g条）。